

災害時における福祉避難所の指定等に関する協定書

三木市（以下、「甲」という。）と特別養護老人ホーム三木すみれ園（以下、「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、対象者（原則として福祉施設や医療機関に入所し又は入院するに至らない在宅の災害時要援護者で、一般の避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。以下同じ。）及びその介助者を受け入れるため、乙に対し、福祉避難所の開設・運営に関する協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

（施設使用の要請）

第2条 甲は、対象者が福祉避難所として乙の施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとし、乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。ただし、当該施設が施設機能に大きな被害を受け福祉避難所としての役割が果たせない場合はこの限りでない。

（手続き）

第3条 甲は、前条の要請を福祉避難所受入要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等をもって要請し、その後速やかに福祉避難所受入要請書を提出する。

（対象者の移送）

第4条 甲の要請に基づき乙が受け入れを了承した場合、対象者の移送は、当該対象者の介助者により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

3 甲は、前2項に規定するほか、対象者の移送が困難な場合は、三木市災害ボランティアセンターに要請し、移送手段の確保に努めるものとする。

（物資の調達）

第5条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食料等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものと

する。

(介助者等の確保)

第6条 乙は、福祉避難所として対象者を受け入れた場合は、当該対象者の介助者と協力して生活支援を行う。

2 乙は、福祉避難所の介助者等に不足を生じると判断した時は、速やかに甲に連絡するものとする。

3 前項の連絡があった場合、甲は、他の施設に協力要請を行うなど、介助者の確保に努めるものとする。

(対象者の振り分け)

第7条 甲は、一般の避難所において、甲が派遣する専門家により、対象者か否かの振り分けを行うものとする。

2 乙は、次のいずれかに該当する場合は、自ら対象者の振り分けを行い、甲に連絡するものとする。

(1) 福祉避難所として対象者を受け入れた後に、避難者の増加等の状況の変化により振り分けが必要となった場合

(2) 乙が前項の規定による振り分けを受けた者以外の避難者を受け入れた場合

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、対象者の安全で安心な生活拠点確保を進めることにより、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受入に要した経費については、災害救助法その他関係法令に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の開設・運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。ただし、対象者の同意がある場合及び対象者の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合は除くものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和8年3月

31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面をもって何らかの意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年 9月 1日

甲 三木市
三木市長 仲 田 一 彦 印

乙 社会福祉法人すみれ福祉会
理事長 前 田 章 印

別記様式

様

三木市災害対策本部
本部長 仲 田 一 彦

福祉避難所受入要請書

下記の者について福祉避難所への受入れを要請します。

NO. _____

施設名	
氏 名	
住 所	
生年月日	(才)
性別	男 ・ 女
緊急連絡先	
担当 ケアマネージャー	

支援者氏名	
住 所	
本人との続柄	

心身の状況	
福祉サービス 又は医療サービス の利用状況	

